資料4

議題４　市民に支給した土のう（川砂入り）の処分方法について（江南市提出）

市名	回答 土のう処分に関する対応について
名古屋市	・土のう袋 可燃ごみとして排出するように案内。 ・土のう ①自然に戻す（庭や畑をお持ちの場合）②造園業者等に引き取りを依頼する、③埋立処分場に直接搬入 の順に案内。
豊橋市	土のう処分に対しては個人での対応をお願いしている。
岡崎市	自身で処分することとし、庭などがある市民には土のうの中身をそこへ撒くことを提案している
一宮市	担当部署から市民へ貸出をしており、基本的には回収する。原則、使い捨てではないが、返却されないこともある。
瀬戸市	市民から要望があった際には、土のうの貸与を消防本部(各消防署)で行っているが、使い古された土のうの処分について、回収等の対応はしていない。
半田市	半田市では土のうを渡す際に返却不要とお伝えしており、処分についての問い合わせはなし
春日井市	春日井市でも希望する市民に対し、上限50袋として無償で土のうを配布しており、古くなった土のうを入れるための土のう袋も配布しております。配布する際に、処分については自身で行うよう周知しており、処分方法の問い合わせに対しては、業者による回収や自身が所有する土地での処分のほか、市が管理する最終処分場に持ち込むことで処分が可能であると案内しています。
豊川市	配布（支給）しているので、所有権は市民へ移っているので、市民に処分してもらっています。 （道路河川管理課確認）
津島市	廃棄を希望する市民に、土のう１個につき１枚粗大ごみ証紙（500円）を購入していただき、粗大ごみとして処分していただくように、ごみ処理を担当する部署である生活環境課から対応をお願いしている。
碧南市	これまでは、使用した土のうは土のう置き場に返却してもらう運用であったが、令和4年度中途から、返却せずに各自で処分してもらう運用に変更した。現時点で、市民から使い古された土のうの処分に関する問い合わせは無いが、庭に撒く等が困難である申し出があった際は、防災課で当該土のうを預かり、新しい土のうを作る際に土を再利用することが考えられる。
刈谷市	刈谷市では希望者に土のう（砂入り）を配付しておりません。
豊田市	水防倉庫に土砂置き場を設置しており、使用した土砂については、土砂置き場に返却することとなっている。
安城市	配布した土のうは、今後の防災用に役立てていただくか、ご自身での処分をお願いしており、回収しないことを周知・徹底しています。
西尾市	市民へ支給した土のうの処分については市への返却や処分の依頼は受け付けておらず、各自での処分をお願いしております。
蒲郡市	水害時に使用した土のうについては、自宅の庭に撒くか、市クリーンセンター等で処分するよう伝えている。 （汚染の可能性がある土のうについて相談を受けた事例はない）
犬山市	犬山市においても、江南市と同様に、各自で廃棄してもらうことを前提として、土のう支給を行っています。 相談時には、環境部局で有料で廃棄する方法を案内しており、併せて、庭に撒いても問題ない旨をお伝えしています。
常滑市	市民からの問い合わせはない。
江南市	議題の要旨のとおり。
小牧市	土のうを支給する際に、市が回収しないことを条件に支給している。 処分方法については、江南市と同様。
稲沢市	土のうを配付する際、市への返却及び処分の依頼は受けられないことを伝えている。 また、市民から使い古された土のうの処分に関する問合せがあった場合、庭等がある市民には土のうの中身をそこへ撒くことや土のうの再利用を提案している。
新城市	処分方法は、特に定めていない。 市民から問い合わせがあれば、相談対応とする。
東海市	本市では市民に対して直接土のうの支給を実施しておらず、基本的に市で対応している。
大府市	市では収集できないものとして、販売店か専門業者へ依頼することを伝えている。
知多市	知多市では、通常時において市民への土のうの支給はおこなっておりません。台風や豪雨が発生または予想される場合等の緊急時に求められた場合、在庫状況に余裕があれば数個程度支給しています。処分については、支給時に「返却を受け付けておらず、処分は各自でしていただく」旨を説明の上、同意される方のみに支給しており、同様の相談はありません。
知立市	同様の問合せ、対応についての経験がない。
尾張旭市	本市では、市民に配布した土のうについては、回収しておりません。 また、処分について問い合わせがあった場合は、貴市同様に中身を庭などへまくことを提案しております。
高浜市	市民からの問い合わせはありません。

議題４　市民に支給した土のう（川砂入り）の処分方法について（江南市提出）

市名	回答 土のう処分に関する対応について
岩　倉　市	当市においても土のうを配付する際、市への返却や処分の依頼は受けられないことを伝えています。また相談があった際にも、ご自身での廃棄をお願いしています。ただし、一般廃棄物としては処理ができないため、小牧岩倉エコルセンターに持ち込み、重さに応じた料金を支払うことで処理することができると聞いています。
豊　明　市	現状問合せは無いが、あった場合は各自で処分していただくか、もしくは市（土のう置場など）に返却してもらうよう案内する。
日　進　市	本市では市民から依頼があった際に土のうの設置を職員が行っています。その際に、終了後に回収又は提供する旨を伝えています。
田　原　市	災害発生時に、土のうを提供することにしており、使用者自身による対応が基本。 使用後は、使用数を防災対策課への連絡をお願いしている。 なお、処分する際は、使用者自身でお願いしている。回収はしていない。
愛　西　市	使用後は市に返却。市で新しい土のうを購入する際に、業者に処分を依頼。
清　須　市	市民に対しての支給はおこなっていない。
北名古屋市	市で古い土のうを回収することはなく、市民本人で処分等の対応をしてもらう。
弥　富　市	台風時など必要となる際は、弥富市建設業協力会との災害協定により、配布する仕組みを設けている。 支給を受けた市民の方は、原則自己処分でお願いしている。
みよし市	砂は、一般廃棄物ではないため、業者に回収を依頼するか自分の土地にまく等提案している。
あ　ま　市	処分の問合せはほとんどないが、土のうについては乾燥させた後に再利用、川砂の処分については庭先へ、といった対応をしている。
長久手市	市では市民に土のうを支給していないことから処分に関する問合わせや依頼はない状況です。